

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 12 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日規則第 11 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号

平成 23 年 3 月 25 日規則第 21 号

平成 24 年 4 月 27 日規則第 30 号

平成 25 年 9 月 25 日規則第 53 号

平成 26 年 3 月 28 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市定住促進に関する条例（平成 17 年薩摩川内市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「基本条例」という。）を実施するため、定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金に関し、補助金の額、交付の申請及び決定その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲地域 旧里村、旧上甕村、旧下甕村及び旧鹿島村の地域（薩摩川内市ゴールド集落活性化条例（平成 22 年薩摩川内市条例第 4 号）第 2 条に規定するゴールド集落及び特例ゴールド集落（以下「ゴールド集落等」という。）は除く。）をいう。
- (2) 乙地域 旧川内市の地域のうち市長が別に定める地域（ゴールド集落等は除く。）並びに旧樋脇町、旧入来町、旧東郷町及び旧祁答院町の地域（ゴールド集落等は除く。）をいう。
- (3) 丙地域 本市の区域のうち甲地域及び乙地域以外の地域（ゴールド集落等は除く。）をいう。
- (4) 初年度申請日 条例第 4 条の規定に基づき定住住宅取得補助金又は定住住宅リフォーム補助金の交付を受けようとする者が行った申請のうち、異動日の翌日から同日以後 1 年を経過する日までの間に行われたもの（以下「初回申請」という。）を受理した日をいう。
- (5) 市内業者 市長が別に定める基準を満たすものをいう。
- (6) 通勤手当 条例第 4 条の規定に基づき新幹線通勤定期購入補助金の交付の申請を行った者（第 4 条第 3 項において「申請者」という。）が勤務先からその通勤に要する運賃及び料金に関して支給を受けている手当のうち、新幹線鉄道の運賃及び料金に係るものをいう。
- (7) 営業キロ 新幹線鉄道の運賃・料金を計算する際に使用する駅間の距離をキロメートル単

位で示すもので、九州旅客鉄道株式会社が設定しているものをいう。

(補助金の額等)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める住宅取得補助金の額は、甲地域に転入をした者については150万円、転入をした者については100万円、丙地域に転入をした者については15万円に、次の各号に定める加算措置に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とし、初年度申請日の属する年度（以下「第1年度」という。）において住宅取得補助金の額に100分の50を乗じて得た額を交付し、第1年度の翌年度（以下「第2年度」という。）から初年度申請日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度（以下「最終年度」という。）までの各年度においてそれぞれ住宅取得補助金の額に100分の10を乗じて得た額を交付するものとする。

(1) 子育て加算 異動日において、世帯責任者と現に同一の住居で起居し、生計を同じくする18歳未満の者（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にあるものを含む。以下「補助要件者」という。）がある場合に、補助要件者1人につき10万円を加算する。ただし、50万円を限度とする。

(2) 市内業者加算 新築又は新規購入をした住宅について、市内業者と建築請負契約、売買契約等を締結したと認められる場合につき、50万円を加算する。

2 条例第3条第2項の規則で定めるリフォーム補助金の額は、リフォームに要した費用（薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年薩摩川内市告示第132号）に基づく補助、薩摩川内市介護保険条例施行規則（平成16年薩摩川内市規則第135号）に基づく支給その他リフォームを行うに当たって国又は地方公共団体から補助等を受けた場合はその額を控除した額をいう。）に100分の50を乗じて得た額（甲地域に転入をした者については100万円、乙地域に転入をした者については70万円、丙地域に転入をした者については10万円を限度とし、その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、次の各号に定める加算措置に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とし、第1年度においてリフォーム補助金の額に100分の50を乗じて得た額を交付し、第2年度から最終年度までの各年度においてそれぞれリフォーム補助金の額に100分の10を乗じて得た額を交付するものとする。ただし、リフォーム補助金の額は、その額が申請者の自己負担額を超える場合においては、自己負担額と同額とする。

(1) 子育て加算 補助要件者1人につき10万円を加算する。ただし、50万円を限度とする。

(2) 市内業者加算 リフォームをした住宅について、市内業者による施工と認められる場合につき、10万円を加算する。

3 条例第3条第3項の規則で定める通勤補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 営業キロが100キロメートル未満の区間において通勤を行う者 1月当たり10,000円

(2) 営業キロが100キロメートル以上200キロメートル未満の区間において通勤を行う者
1月当たり15,000円

(3) 営業キロが200キロメートル以上の区間において通勤を行う者 1月当たり20,000円

(対象経費)

第4条 条例第3条第1項第2号の規則で定める対象経費の額は、1棟当たり400万円以上の額とする。

2 条例第3条第2項第2号の規則で定める対象経費の額は、1リフォーム当たり30万円以上の額とする。

3 条例第3条第3項第2号の規則で定める対象経費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額以上の自己負担額（申請者が購入した通勤用定期乗車券の1月当たりの価額（新幹線鉄道に係るものに限る。）から1月当たりの通勤手当の額を差し引いた額をいう。）とする。

(1) 営業キロが100キロメートル未満の区間において通勤を行う者 10,000円

(2) 営業キロが100キロメートル以上200キロメートル未満の区間において通勤を行う者
15,000円

(3) 営業キロが200キロメートル以上の区間において通勤を行う者 20,000円

(申請手続)

第5条 条例第4条の規定に基づく申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出してするものとする。

(1) 定住住宅取得補助金

ア 初回申請 定住住宅取得補助金新規交付申請書（様式第1号）

イ 第2年度から最終年度までの各年度における申請 定住住宅取得補助金継続交付申請書（様式第2号）

(2) 定住住宅リフォーム補助金

ア 初回申請 定住住宅リフォーム補助金新規交付申請書（様式第3号）

イ 第2年度から最終年度までの各年度における申請 定住住宅リフォーム補助金継続交付申請書（様式第4号）

(3) 新幹線通勤定期購入補助金 新幹線通勤定期購入補助金交付申請書（様式第5号）

2 前項各号に掲げる申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第5号において、同一年度内に2回以上申請する場合において、勤務先及び申請者住所の変更がないときは、2回目以後の申請においては、同号ア及びイについて省略することができる。

(1) 定住住宅取得補助金新規交付申請書

ア 定住住宅取得補助金額計算書（様式第6号）

- イ 世帯全員の住民票の写し
- ウ 新築又は新規購入をした住宅に係る建築請負契約書、売買契約書等の写し
- エ 不動産登記事項証明書（建物）
- オ 市税等の滞納がない証明書
- カ 戸籍の附票の写し
- キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（２） 定住住宅取得補助金継続交付申請書

- ア 世帯全員の住民票の写し
- イ 不動産登記事項証明書（建物）
- ウ 市税等の滞納がない証明書
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（３） 定住住宅リフォーム補助金新規交付申請書

- ア 定住住宅リフォーム補助金額計算書（様式第７号）
- イ 世帯全員の住民票の写し
- ウ 領収書の写し又は支払った額を確認できる書類
- エ リフォーム内容の分かる図面等
- オ リフォームの成果が確認できる写真（着工前及び着工後）
- カ 市税等の滞納がない証明書
- キ 戸籍の附票の写し
- ク 住宅所有者とリフォーム補助金の申請をする者が異なる場合にあっては、当該住宅所有者の確認書

- ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（４） 定住住宅リフォーム補助金継続交付申請書

- ア 世帯全員の住民票の写し
- イ 市税等の滞納がない証明書
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（５） 新幹線通勤定期購入補助金交付申請書

- ア 世帯全員の住民票の写し
- イ 勤務先が発行した就労証明書
- ウ 川内駅をその利用区間に含む通勤用定期乗車券の写し
- エ 市税等の滞納がない証明書
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３ 第１項各号に掲げる申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 定住住宅取得補助金新規交付申請書 異動日の翌日から同日以後1年を経過する日までの期間
- (2) 定住住宅取得補助金継続交付申請書 市長が別に定める期間
- (3) 定住住宅リフォーム補助金新規交付申請書 異動日の翌日から同日以後1年を経過する日までの期間
- (4) 定住住宅リフォーム補助金継続交付申請書 市長が別に定める期間
- (5) 新幹線通勤定期購入補助金交付申請書 前項第5号に規定する通勤用定期乗車券の通用期間の初日から同日以後4箇月を経過する日までの期間

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項各号に定める期間外に申請書を提出することができるものとする。ただし、同号に定める期間の満了前に期間外申請理由書(様式第8号)を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等の通知)

第6条 市長は、定住住宅取得補助金に関して条例第4条の規定に基づく申請があり、定住住宅取得補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、定住住宅取得補助金交付決定(却下)通知書(様式第9号)によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、定住住宅リフォーム補助金に関して条例第4条の規定に基づく申請があり、定住住宅リフォーム補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、定住住宅リフォーム補助金交付決定(却下)通知書(様式第10号)によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、新幹線通勤定期購入補助金に関して条例第4条の規定に基づく申請があり、新幹線通勤定期購入補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、新幹線通勤定期購入補助金交付決定(却下)通知書(様式第11号)によりその旨を通知するものとする。

(成果)

第7条 定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金の交付を通じて得ようとする成果は、本市への定住希望者の増加とする。

(見直しの期間)

第8条 定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第9条 定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金の効果は、本市への転入世帯の人員数によって測定するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定に基づき申請のあった市内定住住宅取得補助金（以下「定住補助金」という。）及び新幹線通勤定期購入補助金（以下「通勤補助金」という。）に係る補助金の額、対象経費及び対象地区については、なお従前の例による。
- 3 薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例（平成20年薩摩川内市条例第6号。以下「新条例」という。）附則第4項の規定により定住補助金を申請しようとする者は、改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条第3項第2号の規定にかかわらず、異動日の翌日から平成20年9月30日までの間は、申請期間内にあるものとして当該定住補助金に係る申請書を提出することができる。
- 4 新条例附則第6項の規定により通勤補助金を申請しようとする者は、改正後の規則第6条第3項第5号の規定にかかわらず、その者の有する通勤用定期乗車券の通用期間の初日から平成20年9月30日までの間は、申請期間内にあるものとして当該通勤補助金に係る申請書を提出することができる。

附 則（平成23年3月25日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市外転入をした者に対する補助金について適用し、施行日前に市外転入をした者に対する補助金については、なお従前の例による。ただし、施行日前に市外転入をした者が行う当該市外転入をした日から1年を経過した日以後の通勤については、通勤補助金に関する規定は適用しない。

附 則（平成24年4月27日規則第30号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年9月25日規則第53号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 12 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に転入をした者に対する補助金について適用し、施行日前に転入をした者に対する補助金については、なお従前の例による。ただし、施行日前に転入をした者が行う当該転入をした日から 1 年を経過した日以後の通勤については、通勤補助金に関する規定は適用しない。